

とやまの森づくりサポートセンター図書等貸出し要項

(趣旨)

第1条 この要項は、とやまの森づくりサポートセンター（以下「サポートセンター」という。）が保有する図書、ビデオ並びにDVD等（以下「図書等」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出し対象図書等)

第2条 この規定の対象とする図書等は、サポートセンターが所有している図書等のうち、別に定める貸出し対象としているものとする。

(貸出し対象者)

第3条 図書等の貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) サポートセンター登録会員
- (2) その他、サポートセンターが適当と認めた者（サポートセンター登録申請中の団体など）

(貸出し期間等)

第4条 図書等の貸出しを受けることができる期間は、一人5冊まで15日間以内とする。
なお、貸出冊数には、既に借りている冊数等を含めるものとする。

(無償貸出し)

第5条 図書等の貸出しは、無償とする。

(借出し申請)

第6条 貸出し申込者は、別に定める「とやまの森づくりサポートセンター 図書等貸出し票」をサポートセンターへ提出するものとする。

(貸出しの許可)

第7条 サポートセンターは、貸出し期間、冊数、題名などを確認のうえ、可否を決定し、申請者に通知を行うものとする。

(図書等の返却)

第8条 図書等の貸出しを受けた者は、サポートセンターまで持参すること。なお、返却は郵送や宅配などの返却も可能とする。

(貸出し期間の延長)

第9条 貸出しの返却予定期限内で、かつ他の利用者からの貸出し依頼が入っていない場合は、1回限り7日間の期間延長を可能とする。

(図書等の貸出し、返却時間)

第10条 図書等の貸出し申請、返却の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(遵守事項)

第11条 図書等の貸出しを受ける者は、サポートセンターに対して次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出した図書等は、貸出した状態と同様の状態で返却すること。
- (2) 貸出し図書等を他人に貸与、譲渡もしくは改ざんしないこと。
- (3) サポートセンターから図書等の返納の催促があった場合には速やかに返納すること。
- (4) 貸出した図書等を損傷又は紛失した場合は、速やかに報告すること。また、サポートセンターから損害賠償請求があった場合は、請求に従い支払うこと。
- (5) その他サポートセンターから指示があった場合は、協議等に応じること。

附則

(施行期日)

この要項は、平成22年4月1日から施行する。